

新局面を迎えた地域金融機関の行方

荒巻 浩明

(要旨)

メガバンクに集約された大手行は、証券など関連分野を取り込んだ総合金融グループ形成を進め、金融庁の新たな行政指針もこれを後押しする方向。このなかで地域金融機関は全体として収益は改善に向かい、不良債権残高も減少しているが、個別経営は二極化している。経営基盤の脆弱な先は公的資金活用も選択肢に合併を模索し、優良先では他業態との提携も含めて預貸業務の広域展開や証券仲介業への参入など収益機会の拡大を検討。

わが国の金融システムは、危機対応への緊急の時期を脱して、新たな業務展開を模索する局面を迎えている。大手銀行グループは、多様な顧客ニーズに即応した金融サービスの提供を図るため、他業態との提携を視野に入れた総合(ユニバーサル・バンキング)化に狙いを定めている。これに対し地域銀行は、経営内容が二極化しているなかで優良行も今後の収益基盤のあり方への展望が必ずしも明確にはなっていない。

以下、こうした地域金融機関に焦点を置きながら金融機関の方向を考えてみた。

大手行は総合金融グループ化を指向

大手銀行は、97～98年の金融システム動揺前は21行(都銀11+長信銀3+信託7)存在したが、04年末には7行+2(新生・あおぞら)の9行に再編された。

そして三菱東京、UFJ、みずほ、三井住友、りそな等5大金融グループの全国銀行総資産に占めるシェアは98年度末の35%から03年度末には60%を超した。

この間、04年度9月期末には02年10月に策定された「金融再生プログラム」で想定された不良債権処理の目標(05年3月期までに半

減)達成の目途をつけ、経営の不安定要因となっていた株式保有を中核的自己資本の範囲内に抑える目標も達成した。

こうして経営の主たる関心は収益力強化に向かい、これを達成する手法として消費者金融、証券、保険など関連業界との提携を通ずる総合金融グループ化を目指す方向に移行している。

こうした状況下、金融庁が公表した「金融再生プログラム」を受け継いで今後2年間の金融行政の重点を示す「金融改革プログラム」(04年12月)では、狙いを「金融システムの安定から活力創造」へと転換し、地域経済への貢献、信頼される金融行政の確立と併せ、金融の総合化を後押しする方向を明らかにしている。すなわち、新しいプログラムでは、民間活力を引き出し利用者利便向上を図るための制度設計と利用者保護ルールの整備、IT活用等による金融機関の競争力強化及び金融インフラ整備、国際的に開かれた金融システムと金融行政の国際化、活力ある地域社会の実現に寄与する金融システム構築、市場経済を補完する信頼される金融行政確立の5つの視点から改革方向を整理している。

この中心をなす「金融システムの活力創造」の具体的内容を見ると(下表参照)、金融商品・サービスの販売チャネル拡大、銀行などへの新規参入の形態多様化により金融業界の競争を促進して、消費者の利便性を図ると同時に、利用者保護の仕組み整備を指摘している。また地域金融機関については、「再生プログラム」での「リレーションシップバンキング」の行動計画を引き継いで、地域再生・中小企業金融の円滑化、地域金融機関経営力強化、利用者の利便性向上の観点に立った計画の策定を求めている。

(表1)「金融改革プログラム」の要点

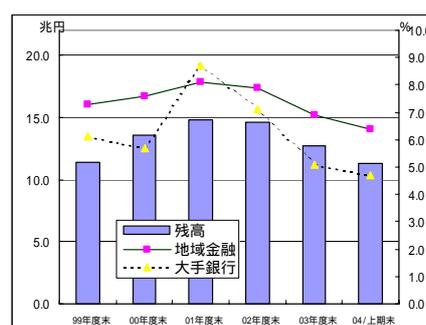
<p>1. 利用者ニーズ重視と保護ルール徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計(金融・サービスの提供・販売の充実、銀行等の参入形態の多様化等) ・金融実態に応じた保護ルールの整備等(「投資サービス法」制定、保険取引ルールの整備等、業者の説明責任・販売責任明確化) ・利用者保護のための情報提供等の充実(苦情相談・処理体制、紛争処理制度の整備)
<p>2.ITの活用等による金融機関の競争力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場機能の充実と市場の信頼性向上(投資サービス法制定、集団投資スキーム整備、企業開示制度の充実) ・金融機関のガバナンス向上、リスク管理高度化を通じた競争の促進(BIS導入に向けた体制整備など)
<p>3. 国際的に開かれた金融システム構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融の国際化・構造変化に応じた制度構築 ・金融市場の国際的地位向上への取組み ・金融行政の国際化と国際ルール作りへの積極的参加(国際的コングロマリッドへの適正な規制・監督等)

地域銀行の不良債権残高も減少へ

他方、地域銀行では、全体として03年3月期、04年9月期と収益基調は改善を示し、大手行に比べ立ち遅れていた不良債権処理も進捗し始めている(図1参照)。

こうした地域銀行の収益改善の主因は、貸出の増加による金利収入の好転ではなく、景気回復を背景とする不良債権の新規発生の抑制と取引先への経営改善支援の積極化等による不良債権処理費用の減少(業務純益の範囲に抑制)によるもので、不良債権残高減少もこれを反映した結果である。

(図1)地域銀行の不良債権推移



資料:金融庁公表資料から筆者作成

この不良債権処理に寄与した取引先支援は、リレーションシップバンキングの考え方に沿って地域銀行が策定した機能強化計画で積極化しているもので、具体的には、多くの銀行が自らメインあるいは準メインとなっている一定以上の与信残高のある先に対して、債務者区分や経営改善の可能性を考慮して主として次のような手法で実施している(金融庁公表資料04年12月)。

イ.コンサルティング機能・情報提供機能を活用した経費削減、業務再構築(資産売却、M&A)等に関する助言。

ロ.人材派遣のほか経営コンサルタント、公認会計士等外部専門家の紹介。

八.債務証券化(DES)、DIP ファイナンス等の手法を企業再生に活用。

二.企業再生ファンドの組成と再生のための出資。

これにより地域再生ファンドの設立活発化とも相俟って地域経済の悪化を回避しつつ、銀行経営の健全化を進めていくという「地域金融型の不良債権処理の実績が上がり始めた」(地銀協)とされている。

こうしたなかで地域銀行では、県内トップシェアの優良行を中心に収益機会の拡大を目指して証券会社との提携により昨年 12 月解禁された証券仲介業への参入(外国証券、投資信託、社債など)や県境を超えた広域の融資・店舗展開などに「攻め」の経営姿勢に転じる銀行が増えている。しかしその一方で、なお不良債権比率が 10%を上回る先も数行あり、不良処理費用増加から最終赤字を余儀なくされる先も少なからずみられるなど経営内容は二極化している。

二極化する合併・提携の戦略

こうしたなかで地域金融機関の間では業務提携や再編の動きが活発化しているが、その態様も二つに分かれている。

その 1 つは、地域経済の低迷が続いている地域あるいは同一県内で複数の地銀・第 2 地銀、有力協同組織金融機関(信金、信組、農協)と競合し営業基盤の脆弱な先で、4 月からのペイオフ全面解禁に備え生き残りを図るため合併を模索する動きである。

この典型は同一県内での金融機関との合併で、昨年末に報じられた山形県の殖産、山形しあわせの持株方式による経営統合、和歌山県の紀陽と和歌山との経営統合の検討開始、茨城県の関東つくばと茨城との合併など

がその例である。また同一県内に合併相手がない場合県域を超えた地域銀行との統合(例えば、ほくほくフィナンシャル・グループ)やメガバンクの傘下入り(04 年 9 月びわこ銀行への三井住友の資本参加)という事例も考えられる。こうした合併の場合、自力の資本増強が困難な場合には昨年 8 月施行された金融機能強化法による「公的資金の活用も選択肢」(関東つくば)とする先もあり、金融庁の検査スタンスとも絡んで同法が地域金融機関の再編を促す形となると可能性は大きい。

これら防衛的な合併・提携については、これまで再編が遅れている地域銀行(次表参照)が台風の目になるとみられている。

(表 2)金融機関数(注)の推移

	国内銀行(うち 地域銀行)	信金・信 組・労金	その他 1とも合計
95年度	174(129)	833	1007
96	176(129)	821	997
97	176(128)	800	976
98	173(125)	760	933
99	171(124)	719	890
00	167(121)	693	863
01	164(120)	617	784
02	158(117)	538	699
03	155(114)	500	658

(注)預金保険機構対象の金融機関(00 年以降は連合会 3 を含む)

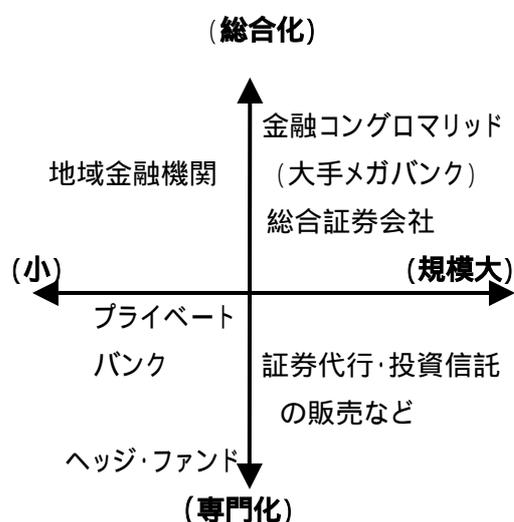
資料:預金保険機構年報(03 年度)

合併・提携のもう 1 つの型は、優良地銀等の「攻め」の提携戦略である。既に広域業務展開の 1 つの形として東北有力 3 行(青森・秋田・岩手)が提携し ATM 相互開放、法人情報の共有化、企業再生ファンド設立といった事例がみられるが、最近では金融サービス総合化

のなかで、メガバンクのような自前の金融商品開発が難しい優良地銀が証券仲介業参入のため証券会社との提携を積極化している。また親密地銀間で提携により市場関連業務システム開発や専門の人材育成を共同化してコスト削減を図る(例えば福岡・広島)動きもみられる。

このように今後は、地域金融機関が専門性の高い分野で関連業界と提携する事例が増える可能性は大きい。

(図表2)金融サービスと規模との関係



(注)金融サービスと規模の関係についてのイメージ
(野村資本市場研究所資料を参考に作成)

新たに予想される課題

地域銀行が、合併・提携などを通じて経営の安定化を確保しても、先行き新たな課題も登場してきた。これらは大手行にも共通するが、大手行に比べ地域銀行への影響がより大きいと考えられる。

その第1は、新BIS規制への対応。

BIS基準が直接適用されるのは、国際業務を行う先で地銀は9行にすぎないが、リスク資産の算定やリスク管理の評価方法は、国内基準行にも適用される。

新BIS規制(本誌01年3月号参照)は、06年末から実施されるが、地域銀行にとって影響が大きいのは次の2点である。

1つは、信用リスクに見合う自己資本の算定(第1の柱:国際基準8%、国内基準4%)の対象となっていない金利リスクなどは、各行の自己規律に基づく「統合リスク管理」(第2の柱)に委ねられるが、この枠組みが確実に整備されているかどうかである。

最近、地域金融機関を中心に有価証券投資が増加しているが、これに伴う金利リスクの計量、管理、自己資本とのバランスなどについて体制の整備が必要となる。

もう1つは、信用リスク算定上の証券化商品の扱い。新規制では、優先劣後構造を持つ住宅ローン担保証券などのリスク評価について、大手行のような自社モデルではなく外部評価(標準的手法)を用いる地銀などでは劣後部分のリスクウェイトが高く扱われ、自己資本負担が嵩むことになる。これを避けるため、劣後部分を細分化し新たな格付けを取得するなどの工夫を要する。

もう1つの課題は、今国会に提出される商法改正案(06年からの施行を目的)で、株式交換などによる企業統合が解禁されることへの対応である。そうすると株式の時価総額を増大させなければ外資などによる企業買収への懸念が出てくる。このため、上場地銀は、買収を仕掛けられないような安定株主工作などの対策が求められる。

さらに郵政民営化が具体化するにつれ、窓口会社の業務、郵便以外の貯金・保険業務の分野でこれにどう対応していくかも大きな課題である。